

物 品 購 入 見 積 り 心 得 (オープンカウンター総価契約用)

(趣旨)

1 この心得は、物品購入(以下「物品」という。)の契約について、富士市が行うオープンカウンターによる見積りに参加しようとする者(以下「見積者」という。)が守らなければならない事項を定めたものです。

(見積りの基本的事項)

2 見積り者は、地方自治法、地方自治法施行令、富士市契約規則その他関係法令並びに設計書、仕様書及び図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、見積りしてください。

(見積りの参加方法)

3 見積り者は、指定した時刻までに、指示した場所へ見積書を提出してください。

(公正な見積りの確保)

4 見積り者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為等の公正な入札を阻害する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う見積り金額の記入方法)

5 契約金額は、見積書に記入された金額としますので、見積書には、課税業者の場合は消費税及び地方消費税込みに相当する金額、免除事業者の場合は非課税金額を記入してください。

(見積書の金額の数字及び記載事項の訂正)

6 見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は、認められません。

(見積書の書換え等の禁止)

7 提出された見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(見積回数)

8 見積回数は、1回とします。見積価格が予定価格に達しない場合、再見積りを願う場合があります。

(同額見積の決定)

9 決定となるべき同価格の見積者が2人以上あるときは、くじにより契約者を決定します。

(請書の提出)

10 決定者は、決定の申し渡し又は通知を受けたときは、その日から7日以内に所定の物品売買請書(印刷請負請書)に押印のうえ市に提出してください。

(異議の申立て)

11 見積りは、見積書提出後、この心得その他の見積条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることができません。